保護者の経済的負担を軽減し、教育の振興を図るため、各種の支援を行っています。

**８．教育のための支援**

（１）**就学援助**

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な家庭の子どもたちも等しく教育が受けられるよう援助を行うものです。対象は、小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者で、生活保護受給世帯（要保護者）及びこれに準ずる程度に生活に困っている世帯（準要保護者）です。

2019年度　支給費目別支給額実績

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給費目 | 対　　　象 | | | | | 備　　考 |
| 要※ | 準※ | 学年 | 人数（人） | 支給額  （千円） |
| 学 用 品  通学用品費 | × | ○ | 小全学年 | 2,524 | 32,494 | 児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 |
| 中全学年 | 1,472 | 33,955 |
| 入学準備金 | × | ○ | 小1年 | 321 | 7,311 | 小・中学校に入学する児童・生徒が入学時に必要とする学用品及び通学用品の購入費 |
| 中1年 | 441 | 7,349 |
| 入学準備金  入学前支給 | × | ○ | 就学予定者 | 247 | 12,498 |
| 小6年 | 477 | 27,380 |
| 修学旅行費 | ○ | ○ | 小6年 | 511 | 14,568 | 児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料などの経費 |
| 中3年 | 514 | 27,024 |
| 校外活動費 | ○ | ○ | 小全学年 | 2,548 | 7,529 | 児童・生徒が遠足、社会科見学等に参加するため直接必要な交通費、見学料などの経費 |
| 中全学年 | 1,300 | 2,835 |
| 移動教室費 | ○ | ○ | 小5年 | 469 | 7,230 | 小学５年生、中学１・２年生の宿泊を伴うもので、援助対象は修学旅行と同じ経費 |
| 中1･2年 | 534 | 23,850 |
| 通学費 | ○ | ○ | 小全学年 | 59 | 1,330 | 通学距離が概ね小学校1.5㎞、中学校２㎞以上で、公共の交通機関を利用して通学している児童・生徒の保護者に交通費の実費（定期代を上限）を補助します。ただし、特別支援学級在籍の児童・生徒については、距離は問いません（指定校変更者、区域外就学者、通学区域緩和制度利用者を除きます）。 |
| 中全学年 | 42 | 2,104 |
| 給食費 | × | ○ | 小全学年 | 2,501 | 98,876 | 児童・生徒の給食費として、保護者が実際に負担した経費 |
| 中全学年  喫食者のみ | 403 | 12,307 |
| 医療費 | ○ | ○ | 小全学年 | 25 | 97 | 児童・生徒が結膜炎、中耳炎、う歯など学校保健安全法施行令第８条に規定する疾病の治療に要する経費 |
| 中全学年 | 2 | 5 |
| 体育実技  用 具 費 | × | ○ | 中全学年 | 115 | 319 | 中学校の体育の授業で使用する柔道着、または剣道用具の購入費 |

※要・・・要保護者　　　準・・・準要保護者

　　要保護・準要保護児童・生徒の推移と援助総額（過去５年間）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | ５月1日現在在籍  児 童 ・ 生 徒 数（人） | | 認 定 者 数（人） | | 受 給 率 | 援 助 総 額（千円） |
| 要 保 護 | 準要保護 |
| 2015 | 小学校 | 23,087 | 353 | 2,707 | 13.3% | 192,533 |
| 中学校 | 10,888 | 235 | 1,707 | 17.8% | 136,069 |
| 2016 | 小学校 | 22,878 | 358 | 2,593 | 12.9% | 187,143 |
| 中学校 | 10,902 | 238 | 1,635 | 17.2% | 131,355 |
| 2017 | 小学校 | 22,781 | 360 | 2,556 | 12.8% | 221,835 |
| 中学校 | 10,608 | 223 | 1,510 | 16.3% | 132,138 |
| 2018 | 小学校 | 22,408 | 349 | 2,542 | 12.9% | 208,092 |
| 中学校 | 10,475 | 211 | 1,463 | 16.0% | 106,616 |
| 2019 | 小学校 | 22,027 | 329 | 2,519 | 12.9% | 209,313 |
| 中学校 | 10,297 | 188 | 1,468 | 16.1% | 109,748 |

（２）**通学費補助制度**

通学距離が概ね小学校1.5㎞、中学校2㎞以上で、公共の交通機関を利用して通学している児童・生徒の保護者に交通費の一部を補助します（指定校変更者、区域外就学者、通学区域緩和制度利用者を除きます）。

　なお、１か月の定期代の1/2だった補助率を、2013年度から2/3に引き上げました。



（３）**校外学習への補助事業**

校外学習で使用するバス借上料や修学旅行の交通費を補助しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 対象 | 補助内容 |
| 集団宿泊行事 | 小学６年生 | 日光林間学校のバス借上料を補助しています。 |
| 修学旅行 | 中学３年生 | 修学旅行の交通費を補助しています。 |





（４）**特別支援学級の就学奨励**

小・中学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため援助を行っています。

　保護者の経済状況により、支給費目が異なります。

2019年度　支給費目別支給額実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支給費目 | 小学校 | | 中学校 | | 備　　考 |
| 人数（人） | 支給額  （千円） | 人数（人） | 支給額  （千円） |
| 学 用 品  通学用品費 | 254 | 3,246 | 118 | 2,752 | 児童・生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費 |
| 入学準備金 | 28 | 1,417 | 38 | 2,181 | 小・中学校に入学する児童・生徒が入学時に必要とする学用品及び通学用品の購入費 |
| 修学旅行費 | 42 | 1,198 | 31 | 1,630 | 児童・生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料、記念写真代、医薬品代、旅行傷害保険料などの経費 |
| 校外活動費 | 230 | 784 | 103 | 307 | 児童・生徒が遠足、社会科見学等に参加するため直接必要な交通費、見学料などの経費 |
| 移動教室費 | 28 | 418 | 36 | 1,665 | 小学５年生、中学１・２年生の宿泊を伴うもので、援助対象は修学旅行と同じ経費 |
| 通学費 | 67 | 920 | 138 | 3,353 | 通学にかかる費用の実費（ただし上限あり）の補助（指定校変更者、区域外就学者、通学区域緩和制度利用者を除く） |
| 給食費 | 253 | 9,698 | 71 | 2,189 | 児童・生徒の給食費として、保護者が実際に負担した経費 |
| 職場実習交通費 （中学校） | － | － | 6 | 9 | 生徒が教育課程に従い学校長の管理のもとに、学校外の事業所等において職業教育のための実習に参加する場合の交通費 |
| 交流学習交通費 | 134 | 30 | 169 | 265 | 特別支援学校または他の小・中学校特別支援学級の児童・生徒と集団活動を行う場合の交通費 |
| 宿泊訓練費 | 401 | 3,176 | 228 | 4,849 | 特別支援学級の行事として行われる宿泊訓練に直接必要な交通費、宿泊費、見学料等 |
| 保護者付添通学費 | 17 | 723 | 4 | 14 | 通学に際し、児童・生徒に付添って保護者がバス・電車の交通機関を利用する場合の交通費（指定校変更者、区域外就学者、通学区域緩和制度利用者を除く） |
| 脳波検査料 | 8 | 27 | 2 | 2 | 医療機関において脳波検査を受けた場合の、保険診療の自己負担額 |